

報告事項（2）

船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

健康危機対策課

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 の概要及び改定の経緯

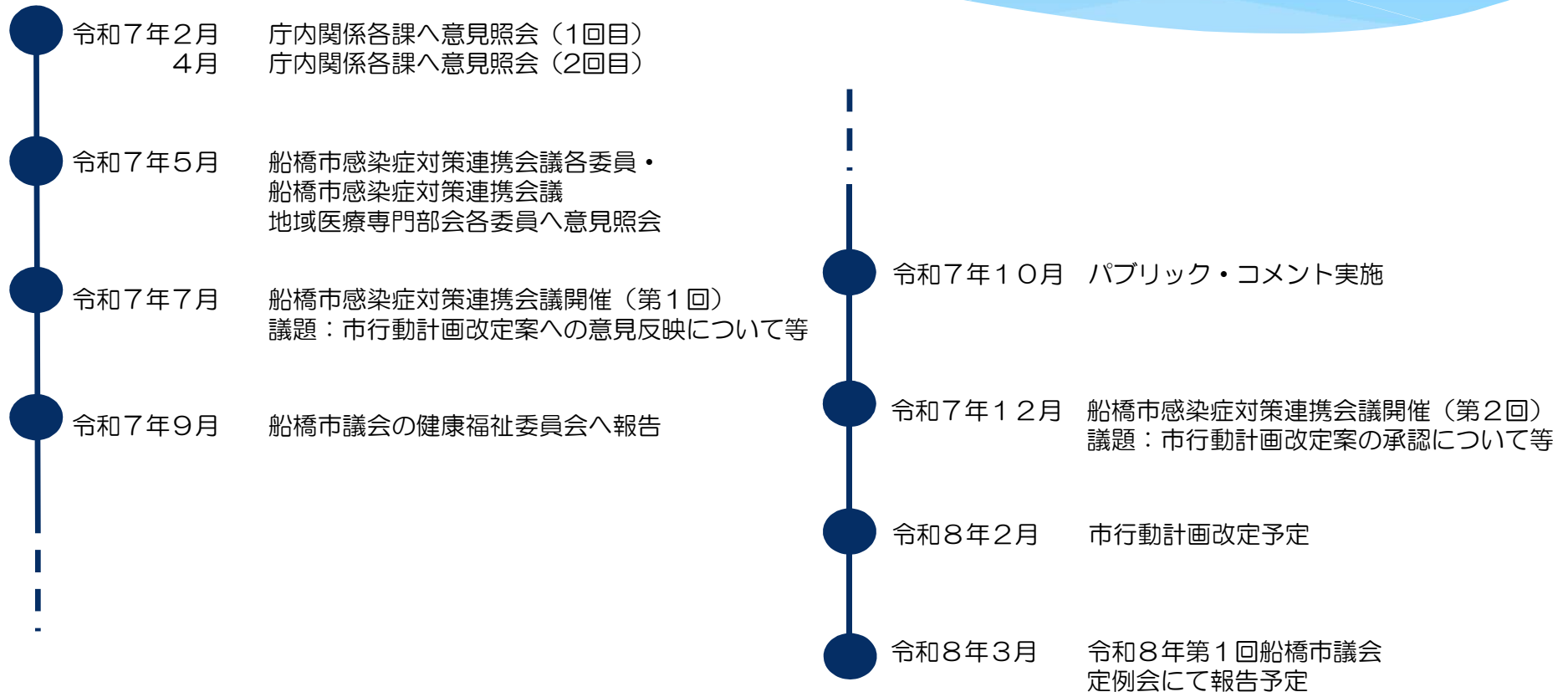
船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定が行われた。これを受け、令和7年3月に千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことから、本市の船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画についても、改定を行う

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定までの流れ



「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定のポイント

1 平時の準備の充実

- 平時からの県等の関係機関との情報共有、訓練等の実施をとおして連携を強化
- 新型コロナウイルス感染症では応援体制の構築に時間を要したことを踏まえ、平時から迅速かつ柔軟な応援体制をあらかじめ整備
- 保健所の感染症有事体制を構成する人員の対応力向上のため、平時から研修・訓練を実施。（予防計画に整合させる）
- 感染症対応部門と施設所管部門が連携し、高齢者施設等における感染対策に係る研修等の支援を平時から実施

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定のポイント

2 幅広い感染症に対応する対策と状況の変化に応じた対策の切り替え

- 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策
- ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え（医療提供、感染拡大防止策等）

3 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、6項目から13項目に拡充
- DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集、分析し施策に活かす体制等、複数の対策項目に対して共通して考慮する横断的視点を設定

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 市独自の改定のポイント

1 宿泊療養施設の確保

- 市として宿泊施設を確保する場合、関係団体と協議を行い、重症化リスクが高い家族がいる際の隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか検討することを明記

2 緊急時における対応

- 県の体制整備が整う前に、管内において早期に感染拡大が生じた場合に備え、県や関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう共通認識を図ることを明記
- 医療体制の整備にあたっては、病床等を確保する医療機関への財政措置が欠かせないことから、具体的な支援策について必要に応じ国や県に働きかけていくことを明記

3 新型コロナ対策に関する振り返り

- 新型コロナウイルス感染症対策（第1～8波）に関する振り返りの概要版を巻末に参考資料として追加

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要①

1 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく
- 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する
- 人事部門と連携した迅速かつ柔軟な応援体制の整備。業務量が過多となる対応期を見越した初動期からの応援職員確保や、本庁と保健所の情報連携を担う職員についても準備を進める

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要②

2 情報収集・分析

- 新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保する
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮する

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要③

3 サーベイランス

- 新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する
- 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断に繋げる

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要④

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある
- 各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする

5 水際対策

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑤

6 まん延防止

- 適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める
- 病原性や感染性等に関する情報、ワクチンや治療薬等の開発・普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える
- 封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期に応じた対策の切替えを行う

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑥

7 ワクチン

- 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく
- 接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑦

8 医療

- 感染症医療及びその他通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る
- 緊急時（県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた場合）に備え、平時から県や関係団体との間で必要な施策について共通認識を図っておき、初動期に必要な施策を講じる

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑧

9 治療薬・治療法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに市内全域に普及させる
- 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する

10 検査

- 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑨

1 1 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る
- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、高齢者施設等における感染対策に係る研修等を感染症対応部門と施設所管部門が連携し平時から行っていく。
(予防計画に整合させる)

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」 各論13項目の概要⑩

12 物資

- 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる

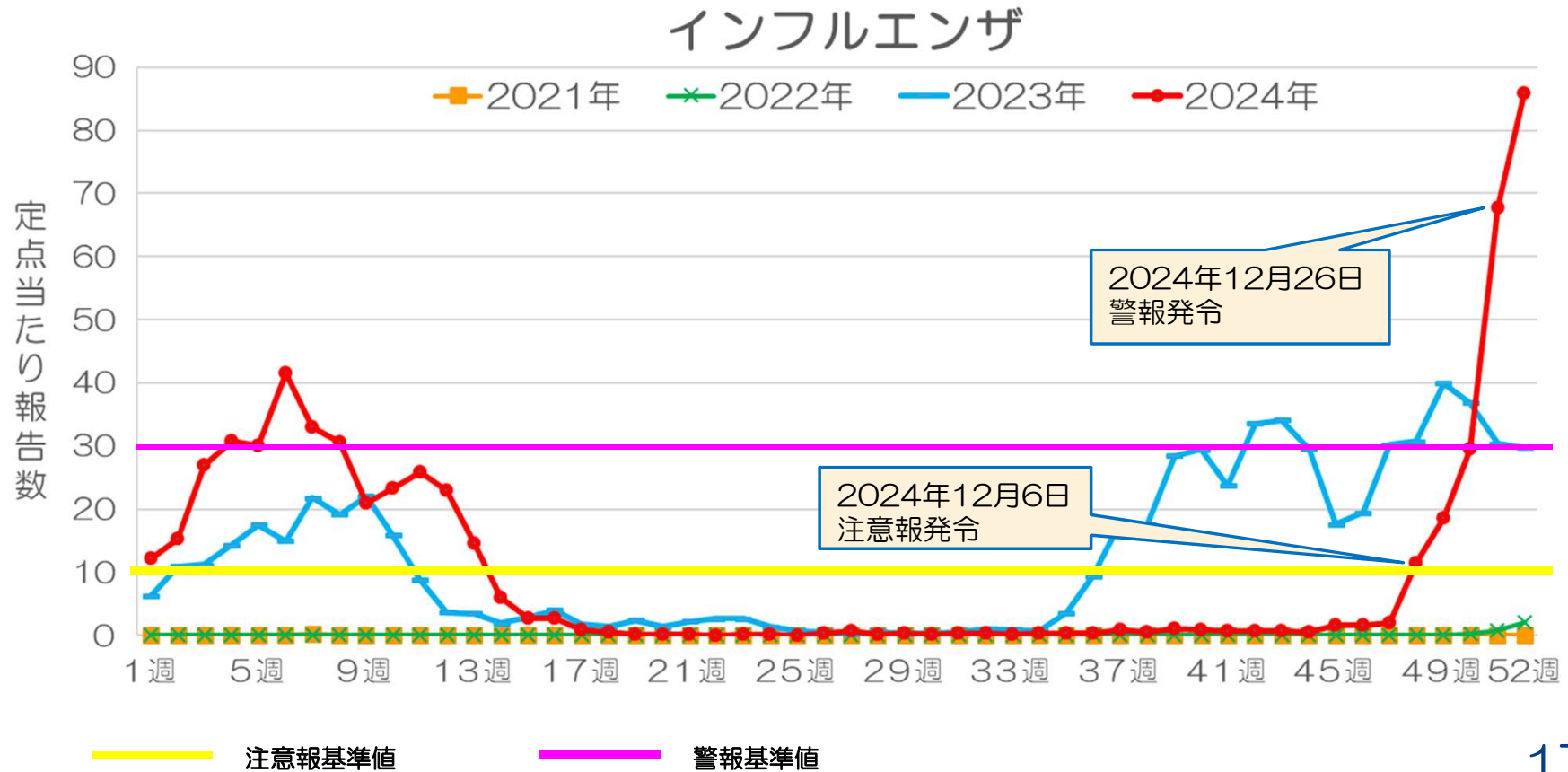
13 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する
- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める

季節性インフルエンザ感染拡大による
医療ひっ迫等を防ぐための対応について

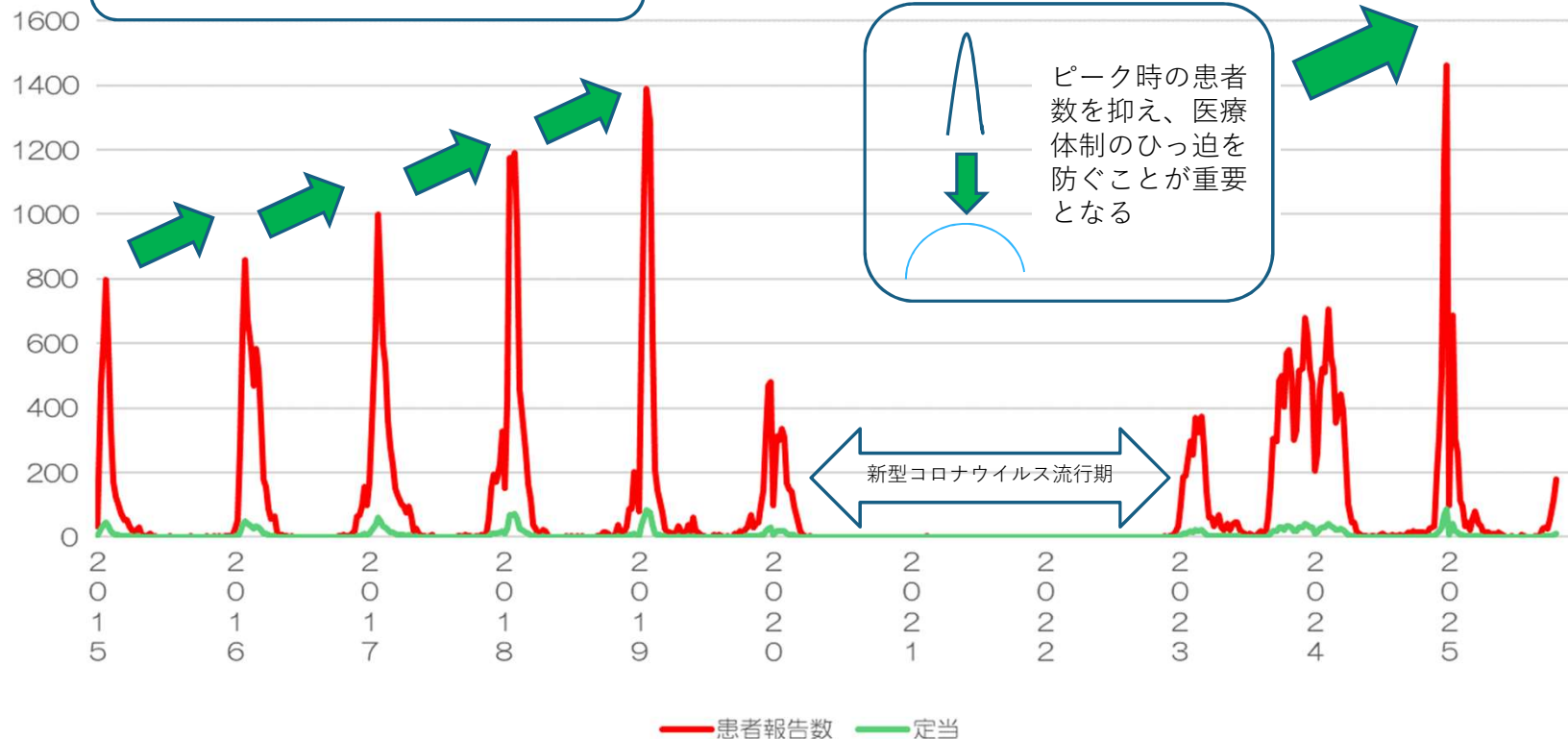
～2024-2025シーズンの状況をふまえて～

市内定点医療機関における インフルエンザ患者報告数



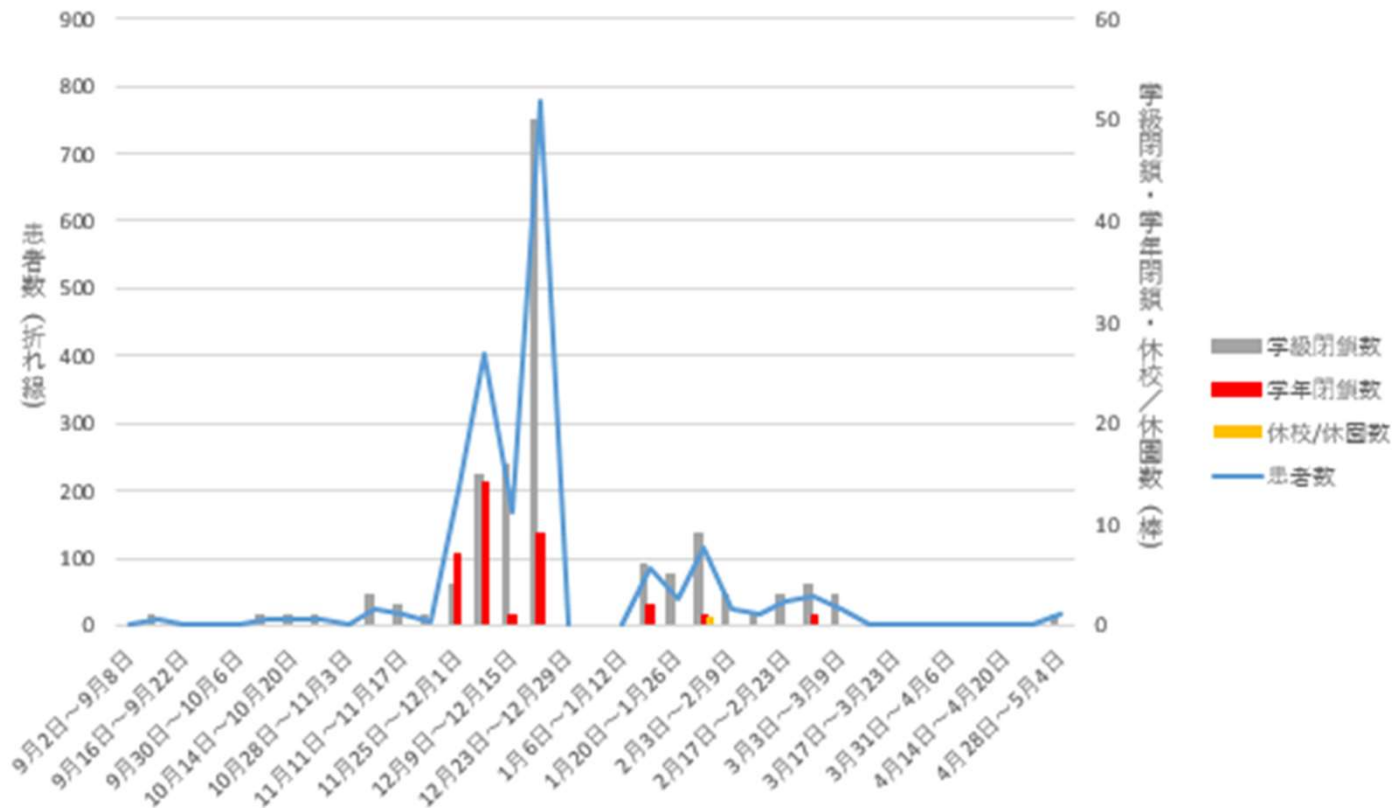
市内インフルエンザ10年間の推移 (2015年~2025年)

患者報告数は増加傾向です。グラフ線も年々鋭角になっており、感染拡大のスピードも速まっている



市内小中学校における インフルエンザ発生状況


市内小中学校におけるインフルエンザ発生状況 (2024-2025シーズン)



令和6年11月～令和7年2月の 救急搬送に関するデータから見える傾向①

全体の傾向としては令和6年12月と令和7年1月には、救急出動件数の増加に伴い、**搬送・不搬送件数がともに増加**していた。

| 救急出動件数回数 | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ()内は急病に関する数値 | | | | |
| | 令和6年11月 | 令和6年12月 | 令和7年1月 | 令和7年2月 |
| 救急出動件数 | 3,275 (2,133) | 4,237 (2,881) | 3,788 (2,635) | 3,258 (2,184) |
| 搬送件数 | 2,628 (1,727) | 3,344 (2,278) | 2,918 (2,050) | 2,583 (1,756) |
| 不搬送件数 | 647 (406) | 893 (603) | 870 (585) | 675 (428) |

搬送・不搬送件数ともに増加 

令和6年11月～令和7年2月の 救急搬送に関するデータから見える傾向②

令和7年1月は、発熱、肺炎等の患者等の搬送先として多くの病院に
問い合わせを行っており、**待機時間が長丁場**となっていた。

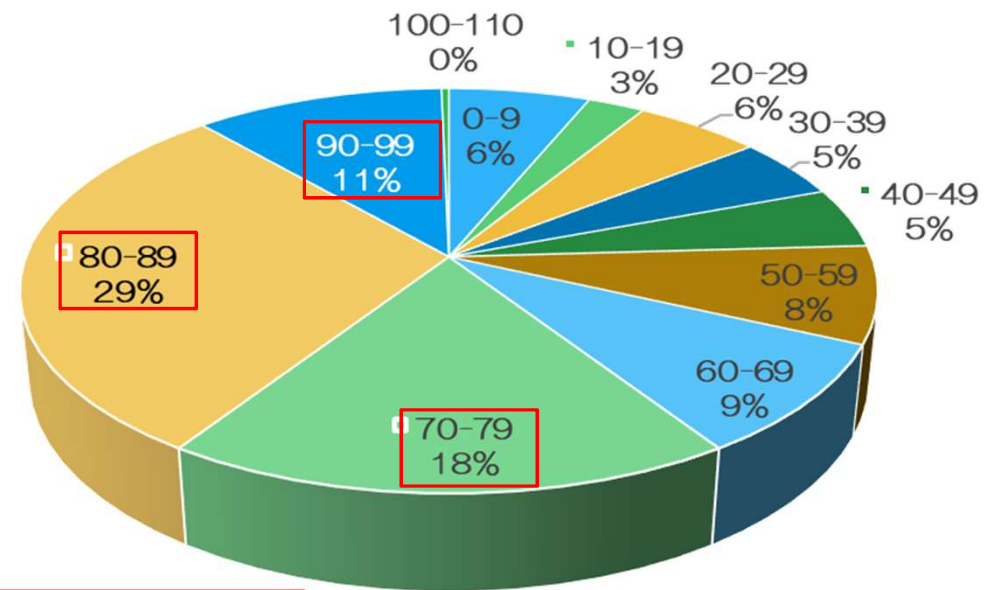
| 現場での待機時間（最長） | | | | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和6年11月 | 令和6年12月 | 令和7年1月 | 令和7年2月 |
| 搬送事案 | 163分（158分） | 308分（308分） | 694分（694分） | 335分（335分） |
| 不搬送事案 | 194分（194分） | 220分（207分） | 448分（384分） | 318分（200分） |

現場待機時間の最大値がともに増加 

令和6年11月～令和7年2月の 救急搬送に関するデータから見える傾向③

令和6年11月～令和7年2月の4カ月間において、急病での搬送者は7,831人で、そのうち4,639人（58%）が70歳以上であった。

| 年代別の搬送者数 (R6.11～R7.2) | | | |
|--------------------------|-----|---------|-------|
| 0-9 | 490 | 60-69 | 699 |
| 10-19 | 198 | 70-79 | 1,447 |
| 20-29 | 441 | 80-89 | 2,299 |
| 30-39 | 381 | 90-99 | 867 |
| 40-49 | 377 | 100-110 | 26 |
| 50-59 | 606 | 総計 | 7,831 |

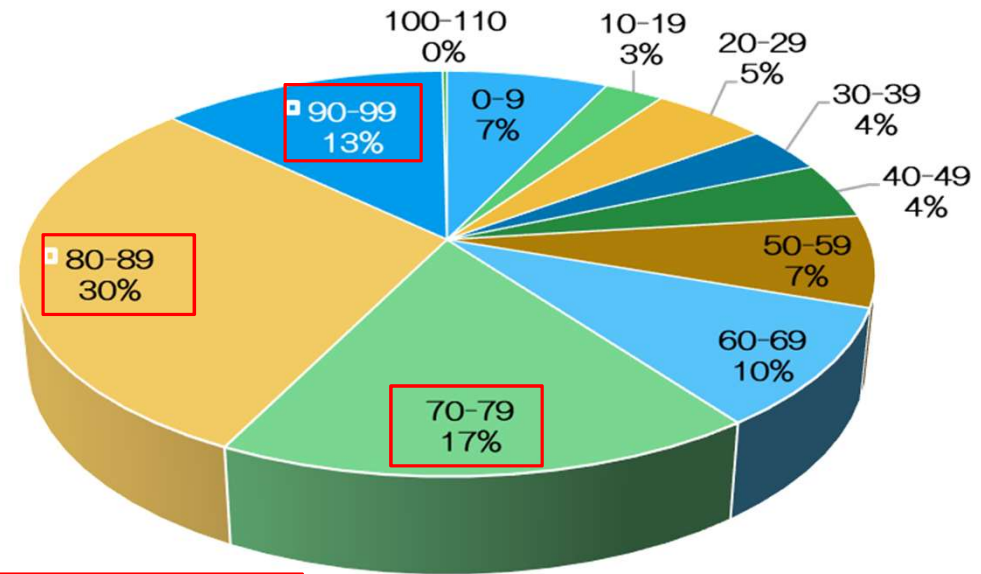


70歳以上が
58%を占める！

令和6年11月～令和7年2月の 救急搬送に関するデータから見える傾向④

令和7年1月における急病での搬送者は2,057人で、そのうち1,237人 (60%) が70歳以上

| 0-9 | | 60-69 | |
|-------|-----|---------|-------|
| 0-9 | 147 | 60-69 | 196 |
| 10-19 | 54 | 70-79 | 360 |
| 20-29 | 106 | 80-89 | 611 |
| 30-39 | 75 | 90-99 | 262 |
| 40-49 | 92 | 100-110 | 4 |
| 50-59 | 150 | 総計 | 2,057 |

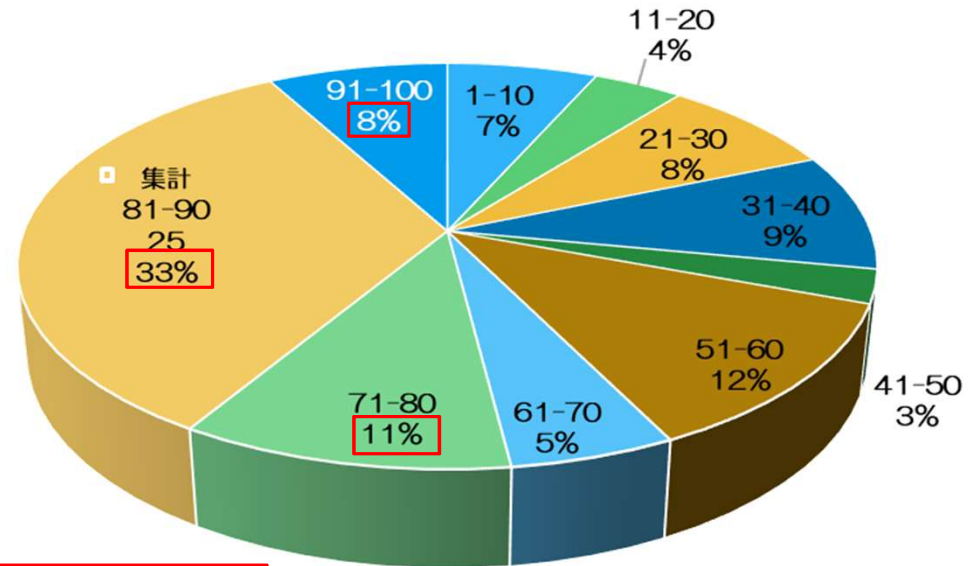


70歳以上が
60%を占める！

昨シーズン（令和6年11月～令和7年2月）の 救急搬送に関するデータから見える傾向⑤

令和6年11月～令和7年2月の4カ月間において、急病での搬送者の中でインフルエンザ（疑い含む）が確認された搬送者は75人で、そのうち39人（52%）が70歳以上であった。

| | | | |
|-------|---|--------|----|
| 1-10 | 5 | 61-70 | 4 |
| 11-20 | 3 | 71-80 | 8 |
| 21-30 | 6 | 81-90 | 25 |
| 31-40 | 7 | 91-100 | 6 |
| 41-50 | 2 | 総計 | 75 |
| 51-60 | 4 | | |



70歳以上が
52%を占める！

昨シーズン（令和6年11月～令和7年2月）の 救急搬送に関するデータから見える傾向⑥

令和6年11月と令和7年1月の搬送者数を比較すると、80～90歳代の増加が顕著であり、増加分ではインフルエンザ様症状の患者が約6割を占めている。
入所施設からの救急要請も増加がみられる。

| 令和7年1月 | 0～ 9 | 10～ 19 | 20～ 29 | 30～ 39 | 40～ 49 | 50～ 59 | 60～ 69 | 70～ 79 | 80～ 89 | 90～ 99 | 100～ 110 |
|-------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 急病による搬送者数 | 147 +67 | 54 +3 | 106 +13 | 75 ▲20 | 92 ±0 | 150 +2 | 196 +28 | 360 +32 | 611 +119 | 262 +89 | 8 ▲4 |
| インフルエンザ様症状* | 17 +12 | 11 +5 | 7 +1 | 7 +1 | 15 +3 | 12 ±0 | 23 +14 | 58 +12 | 161 +79 | 88 +60 | 3 +1 |
| 老人ホーム等より要請 | | | | | | | | 15 +7 | 56 +25 | 43 +29 | 2 +2 |

※ 発熱、SAT低下、呼吸苦、肺炎等

下段の数値は、R6.11と比較した増減

季節性インフルエンザ感染拡大に備える 周知・注意喚起①

- ✔ **市ホームページでの周知**
10月8日更新（定期接種の案内が届く時期）
「この冬、年末年始に向けた感染症対策～発熱などの体調不良時への備えをお願いします～」【別紙1-①】
随時更新「インフルエンザ様疾患の感染拡大防止について」【別紙1-②】
- ✔ **自治会、町会等へのリーフレット配布**【別紙2】
10月22日より配布希望受付開始。4,000部ほど配布
- ✔ **学校や保育所等の施設への注意喚起メール（市医師会と情報共有）**
11月7日付「インフルエンザ等感染症への感染対策の強化について」【別紙3】
- ✔ **高齢者施設、障害者施設等への注意喚起メール**
11月21日付「インフルエンザ等感染症への感染対策の強化について」【別紙4】
- ✔ **広報ふなばし掲載**
12月1日号「この冬の感染症対策～日頃からの備えで、流行期を乗り越えよう～」【別紙5】
- ✔ **市民向けメール、Xの配信による臨時注意喚起**
10月24日（注意報基準値超え時）、11月14日（警報基準値超え時）

季節性インフルエンザ感染拡大に備える 周知・注意喚起②



注意喚起メール

学校、保育所等への主な周知内容：

- ①換気、健康観察、咳エチケットなどの基本的な対策
- ②給食等の具体的な活動場面での対策
- 保護者向けのリーフレット配布

高齢者施設、障害者施設への主な周知内容：

- ①組織としての対策（職員の体調管理、感染者が発生した際の早期の対応※など）と個人の対策（マスク着用、手指消毒など）の徹底

※施設内で感染者（疑い含む）が5名以上発生した場合は、保健所に報告



リーフレット配布

「この冬の感染症対策～発熱などの体調不良時への備えを～」

周知内容：

- ①基本的な予防策
 - 手洗い、咳エチケット、換気など
- ②体調不良時への備え
 - マスク、体温計、解熱鎮痛薬等の準備
- ③体調不良時の相談先や受診できる医療機関の確認

季節性インフルエンザ感染拡大に備える 周知・注意喚起③



市ホームページ

「この冬、年末年始に向けた感染症対策 ～発熱などの体調不良時への備えをお願いします～」

周知内容：

- ①体調不良時に必要な薬や食品・飲料の準備
- ②年末年始に診療している医療機関の確認
- ③年末年始の相談先の確認
- ④予防接種（65歳以上の定期接種）の勧奨



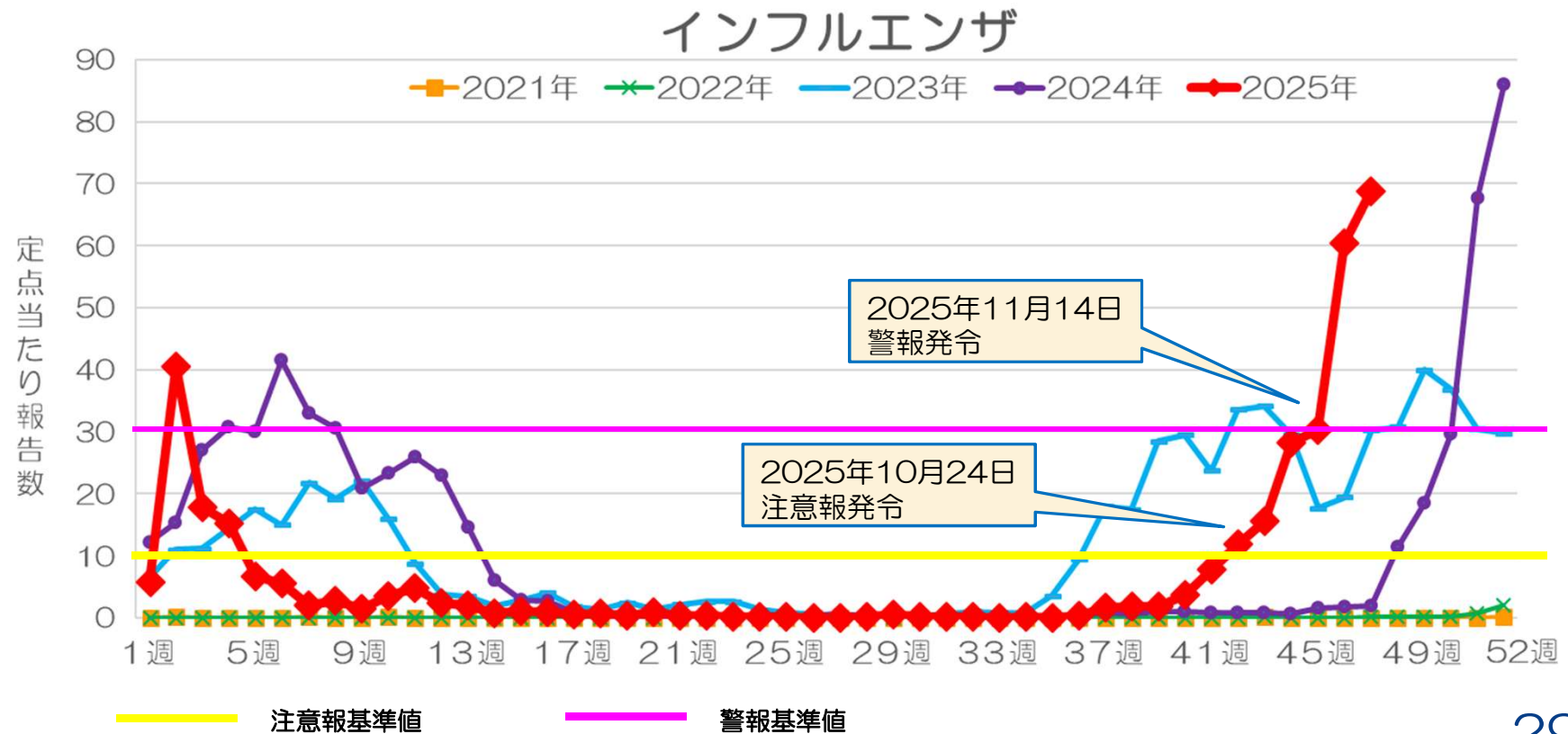
広報ふなばし

12月1日号第5面「この冬の感染症対策～日頃からの備えで、流行期を乗り越えよう～」

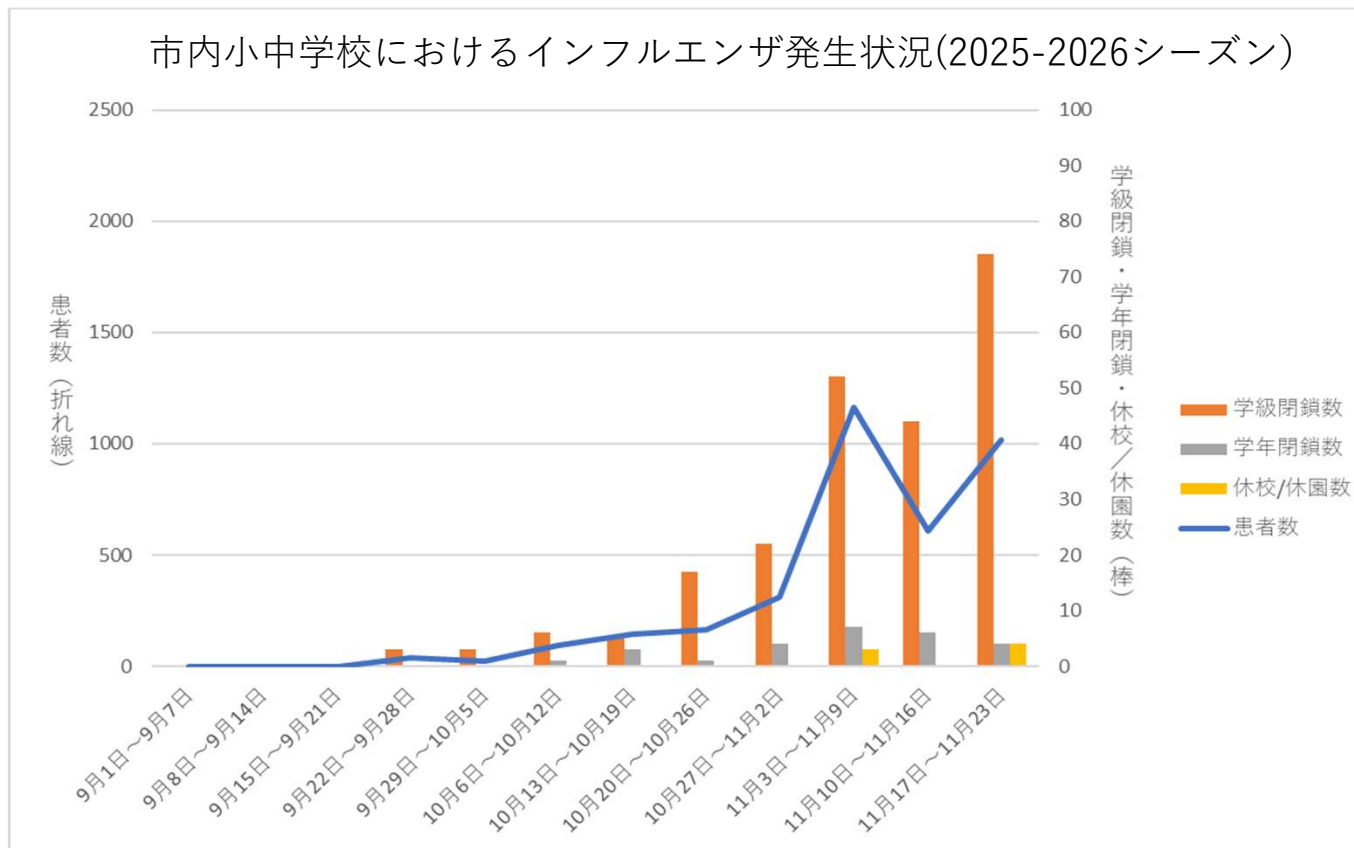
周知内容：

- ①日頃からできる感染予防
 - 手洗い、咳エチケット、換気など
- ②体調不良時の相談先や受診できる医療機関の確認

市内定点医療機関における インフルエンザ患者報告数 (2025-2026シーズンまで)



市内小中学校における インフルエンザ発生状況 (2025-2026シーズン)



2025-2026シーズン 12月からの取組み方針

①学校での感染拡大への対応

- 今シーズンの学校欠席者等のデータを用いて、学校ごとの傾向を分析
- 各学校や学校医とも情報を共有した上で、有効な対策を検討

②高齢者施設等での集団感染を抑えるため対応

- 同一施設における感染者が5名以上発生した段階で、保健所が施設からの報告を受け付け、状況を把握
- 報告のあった施設に対して、感染対策等の助言